

北九州市小児慢性特定疾病医療費助成制度の申請について

■対象者

18歳未満の者で、厚生労働大臣が定めた慢性疾患に罹患し、都道府県等の指定する指定医により疾病の状態の程度が国の基準に該当すると診断された方。

※18歳到達時点において本事業の対象となっている場合、20歳未満まで延長可能。

■申請手続き

お子様の疾病が対象となる可能性がある場合は、お住まいの区の区役所(裏面参照)で申請してください。申請書類は、下記①～⑩です(①～④必須)。

	書類名	備考	チェック
①	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書	申請窓口にて記載	
②	小児慢性特定疾病医療意見書(3か月以内に記載のもの)	指定医記載	
③	対象児童の健康保険証(国民健康保険組合は世帯全員分)	原本又は写し	
④	対象児童及び対象児童と同一保険加入者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードなど)		
⑤	重症患者認定申告書	重症診断書欄は医師にて記載	
⑥	人工呼吸器等装着者証明書	医師にて記載	
⑦	対象児童以外の小児慢性特定疾病受給者証又は特定疾病(難病)受給者証	世帯内に他の小児慢性特定疾病又は特定難病の受給者がいる場合	
⑧	障害年金、遺族年金等の各種年金証書の写し	受給者のみ	
⑨	身体障害者手帳・療育手帳の写し	お持ちの方のみ	
⑩	特別児童扶養手当、障害児福祉手当等の各種手当の証明書	受給者のみ	

※このほか、窓口にて記載いただく書類があります。

■自己負担上限額の決定について

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、お子様と同じ医療保険に加入しているご家族によって世帯の範囲を設定します。他の医療保険に加入している場合は別の世帯として扱います。また、自己負担上限額の決定のために所得確認をする範囲は、加入している医療保険によって異なります。

未申告の場合は、自己負担上限額が上位所得(階層区分VI)となることがあります。

加入している保険		所得確認の範囲
国民健康保険、国民健康保険組合		同じ医療保険に加入している方全員
全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など	お子様以外が被保険者	被保険者
	お子様本人が被保険者	お子様

<自己負担上限額表(月額)>

階層区分		自己負担限度額(患者割合:2割、外来+入院)		
		一般	重症、高額かつ長期	人工呼吸器装着者
I	生活保護等	0		
II	市町村民税非課税(※1)	低所得Ⅰ(年収80万円以下)	1,250	
III		低所得Ⅱ(年収80万円超)	2,500	
IV	一般所得Ⅰ(市町村民税7.1万円未満)	5,000	2,500	500
V	一般所得Ⅱ(市町村民税25.1万円未満)	10,000	5,000	
VI	上位所得(市町村民税25.1万円以上)	15,000	10,000	
入院時の食費		1/2自己負担		

※1 所得区分Ⅱ、Ⅲの「年収」とは、対象児童の保護者の①地方税法上の合計所得、②公的年金、③特別児童扶養手当等の合計を指します。

※ 生活保護、血友病(先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾病)の方は、入院時の食事代も含めて自己負担はありません。

※ 月額自己負担額上限額表の「重症認定」及び「高額かつ長期」については、裏面「①重症患者認定」で詳細をご確認ください。

■自己負担上限額の特例について

①重症患者認定

◇「重症患者認定」について

重症患者認定基準に該当する方は①「疾病の状態が身体障害者手帳1・2級に相当する場合」、②「①に該当しない場合であって、各疾患群に関して定められた重症認定基準に該当する場合」となりますので、主治医にご相談ください。

◇「高額かつ長期」について

お子様の小児慢性特定疾病医療費の支給対象となった医療費総額が申請月から1年以内に5万円を超えた月が6回以上ある方が対象です。申請には医療費総額が5万円を超えた月が6回以上あったことを証明する書類(自己負担上限額管理票の写し又は医療機関が発行する領収書・診療明細書の写し)が必要です。

②人工呼吸器等装着者

常時、人工呼吸器又は体外補助人工心臓を装着し、離脱の見込みがなく、食事や更衣、移動に介助が必要な方が対象となります。申請には、医師が記載した「人工呼吸器等装着者証明書」の提出が必要です。

③世帯内按分特例

お子様が加入している医療保険と同じ医療保険に加入している方で、指定難病・小児慢性特定疾病の受給者がいる場合、自己負担上限額が按分されます。申請には指定難病・小児慢性特定疾病の受給者証の写しが必要です。

■申請の承認

申請書類は、北九州市小児慢性特定疾病審査会において審査され、承認された方には小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されます。有効期間の始期は申請受付日からです。

※北九州市での有効期限は申請受付日から本年9月末です。引き続き治療が必要な場合は、毎年更新申請が必要です。

■医療費の支払い

医療保険給付後の額より、保護者が負担する自己負担上限額を控除した額について公費負担されます。自己負担上限額(入院+外来)は、医療受給者証に記載されます。

■医療費の償還払い

認定されている有効期間内の診療で自己負担上限額を超えて医療費を支払った場合は、償還払いの申請手続きを行うことで、自己負担上限額を超えて支払った医療費が返還されます。詳しくは申請先の区役所にお問い合わせ下さい。

■小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある人に対し、日常生活用具を給付しています。給付には要件や自己負担額があり、事前申請となりますので、購入前に申請先の区役所にお問い合わせ下さい。

■他制度(特別児童扶養手当、障害児福祉手当)について

特別児童扶養手当は、身体または精神に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等を対象に支給されます。障害児福祉手当は、身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。該当となる障害の程度や所得制限がありますので、詳しくは、お住いの区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーにご相談ください。

■申請書の提出先(窓口)

各区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談係(※他制度については各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーへ)

区	住所	窓口 (子ども・家庭相談係)	電話番号 (子ども・家庭相談係)	電話番号 (高齢者・障害者相談コーナー)
門司	門司区清滝1丁目1-1	2階24番窓口	093-331-1891	093-321-4800
小倉北	小倉北区大手町1-1	1階35・36番窓口	093-582-3434	093-582-3430
小倉南	小倉南区若園5丁目1-2	2階8番窓口	093-951-1031	093-952-4800
若松	若松区浜町1丁目1-1	1階東棟4番窓口	093-761-5926	093-751-4800
八幡東	八幡東区中央1丁目1-1	1階25番窓口	093-671-6882	093-671-4800
八幡西	八幡西区黒崎3丁目15-3	4階64~66番窓口	093-642-1449	093-645-4800
戸畑	戸畑区千防1丁目1-1	1階13番窓口	093-881-4528	093-881-4800

<問い合わせ先>

上記提出先 または
北九州市役所 子ども家庭局
子育て支援課 母子保健係
電話 093-582-2410
FAX 093-582-5145